

第75回国民体育大会（鹿児島県） 輸送・交通要項（案）**1 趣旨**

この要項は、第75回国民体育大会の正式競技及び特別競技に参加する選手・監督及び大会役員等（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連携し、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行うものとする。

3 輸送方法**(1) 大会参加者の輸送****ア 県外参加者等輸送**

大会参加者は、自由集合・自由解散とする。

ただし、県委員会は、必要に応じて関係機関等の協力を得て、輸送力の確保に努める。

イ 総合開・閉会式輸送

総合開・閉会式輸送は、原則として計画輸送とし、県委員会が会場地委員会及び関係機関等の協力を得て実施する。

ウ 競技会場地輸送

競技会輸送は、原則として会場地委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

エ 各種会議の輸送

各種会議の輸送は、原則として自由集合・自由解散とする。

(2) 一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送は、関係機関等の協力を得て、公共交通機関等の利用による効率的で円滑な実施に努めるとともに、高齢者、障害者等に配慮して行うものとする。

なお、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅等から会場までの距離等を勘案し、必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

(3) その他

鉄道、路線バス等の公共交通機関を利用する場合は、大会参加者及び一般観覧者が所定の料金を支払うものとする。

4 駐車場対策

- (1) 総合開・閉会式会場及び各競技会場における駐車場については、十分な確保に努め、効率的な利用を図るものとする。
- (2) 総合開・閉会式会場における駐車場は、県委員会が発行する許可証等の交付を受けた車両のみが、指定された駐車場を利用できるものとする。
なお、大会参加者及び一般観覧者の自家用車による来場は、原則として認めない。
- (3) 各競技会場における駐車場は、会場地委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用するものとする。

5 交通安全対策

総合開・閉会式及び各競技会に係る交通対策は、大会参加者及び一般観覧者の交通の安全と円滑な輸送を確保するため、関係機関等の協力を得て、必要な対策を講じる。

6 輸送・交通の案内

輸送・交通の案内は、各種会議及び広報媒体等を通じて周知を図るほか、県委員会が設置する総合案内所及び会場地委員会が設置する案内所において行う。

7 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、県委員会及び会場地委員会が別に定める。

燃ゆる感動かごしま大会 輸送・交通要項**1 趣旨**

この要項は、第20回全国障害者スポーツ大会の正式競技に参加する選手団、大会役員及び競技役員等（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県委員会」という。）は、会場地市実行委員会（以下「会場地委員会」という。）並びに関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行うものとする。

なお、輸送方法の検討に当たっては、障害の特性及び選手団の負担軽減に十分配慮するものとする。

3 輸送方法**(1) 県外参加者等輸送**

大会参加者は、自由集合・自由解散とする。

ただし、県委員会は、必要に応じて関係機関等の協力を得て、輸送力の確保に努める。

(2) 県内輸送

県委員会は、県内における大会参加者及び一般観覧者の輸送を以下のとおり行う。

ア 選手団

(ア) 来県・離県時は、県委員会があらかじめ指定した乗降駅等と宿舎間の計画輸送を行う。

(イ) 開・閉会式時は、大会日程に応じて、宿舎、開・閉会式会場及び競技会場間の計画輸送を行う。

(ウ) 競技及び公式練習時は、宿舎と競技会場間の計画輸送を行う。

イ 大会役員及び競技役員等

公共交通機関の利用を原則とするが、必要に応じて計画輸送を行う。

ウ 一般観覧者

一般観覧者の輸送は、関係機関等の協力を得て、公共交通機関等の利用による効率的で円滑な実施に努める。

なお、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅等から会場までの距離等を勘案し、必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

(3) その他

鉄道、路線バス等の公共交通機関を利用する場合は、大会参加者及び一般観覧者が所定の料金を支払うものとする。

4 駐車場対策

- (1) 開・閉会式会場及び各競技会場における駐車場については、十分な確保に努め、効率的な利用を図るものとする。
- (2) 開・閉会式会場における駐車場は、県委員会が発行する許可証等の交付を受けた車両のみが、指定された駐車場を利用できるものとする。
なお、大会参加者及び一般観覧者の自家用車による来場は、県委員会がやむを得ないと判断した場合を除き、原則として認めない。
- (3) 各競技会場における駐車場は、県委員会又は会場地委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用するものとする。

5 交通安全対策

開・閉会式及び各競技会に係る交通対策は、大会参加者及び一般観覧者の交通の安全と円滑な輸送を確保するため、関係機関等の協力を得て、必要な対策を講じる。

6 輸送・交通の案内

輸送・交通の案内は、各種会議及び広報媒体等を通じて周知を図るほか、県委員会が設置する総合案内所等において行う。

7 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、県委員会が別に定める。